

報告第 24 号資料

まちづくり環境委員会  
令和2年6月15日・16日

まちづくり推進部 資料2番  
所管 建築調整課

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について  
(令和2年第2回大田区議会定例会の報告議案)

建物明渡し等を求める訴えの提起に係る専決処分調書

| 番号 | 訴訟の目的の価額   |  | 概要  |
|----|------------|--|---|
|    | 専決処分日      |  |   |
| 1  | 5万7,236円   |  | (1) 被告<br>債務者<br>(2) 請求の原因<br>大田区営住宅(大森南二丁目)の使用料及び共益費を滞納したことにより、当該建物の使用許可を取り消したが、占有し続けているため<br>(3) 請求の要旨<br>ア 建物の明渡し<br>イ 滞納使用料及び滞納共益費並びに明渡し<br>の遅延に係る損害金の支払  |
|    | 令和2年5月28日  |  |   |
| 2  | 28万1,208円  |  | (1) 被告<br>債務者及び重疊的債務引受人<br>(2) 請求の原因<br>大田区営住宅(北糞谷一丁目)の使用料及び共益費を滞納したことにより、当該建物の使用許可を取り消したが、占有し続けているため<br>(3) 請求の要旨<br>ア 建物の明渡し<br>イ 滞納使用料及び滞納共益費並びに明渡し<br>の遅延に係る損害金の支払                              |
|    | 令和2年5月28日  |  |   |
| 3  | 291万5,364円 |  | (1) 被告<br>債務者及び住宅占有者<br>(2) 請求の原因<br>大田区民住宅(大森西二丁目)の使用料及び共益費を滞納したこと並びに使用名義人が当該建物を使用していないことにより、当該建物の使用許可を取り消したが、住宅占有者が住宅を占有し続けているため<br>(3) 請求の要旨<br>ア 建物の明渡し<br>イ 滞納使用料及び滞納共益費並びに明渡し<br>の遅延に係る損害金の支払 |
|    | 令和2年5月28日  |  |   |